

出資法人等調査特別委員会会議記録

出資法人等調査特別委員会委員長 郷右近 浩

- 1 日時
平成 30 年 4 月 10 日（火曜日）
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 29 分閉会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
郷右近浩委員長、田村勝則副委員長、高橋但馬委員、菅野ひろのり委員、
高橋孝眞委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、千田美津子委員
- 4 欠席委員
吉田敬子委員
- 5 事務局職員
古川担当書記、山口担当書記
- 6 説明のために出席した者
総務部 熊谷副部長兼総務室長、松村総務室特命参事兼行政経営課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 調査
「県出資等法人の概要と指導監督等について」
 - (2) その他
 - ア 委員会県内調査について
 - イ 次回の委員会運営について
- 9 議事の内容
○郷右近浩委員長 おはようございます。ただいまから出資法人等調査特別委員会を開会いたします。
なお、吉田敬子委員は欠席ですので、御了承願います。
これより本日の会議を開きます。初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。
今回の議員の辞職に伴う諸般の事情により、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○郷右近浩委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。
本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、「県出資等法人の概要と指導監督

等」について、調査を行いたいと思います。

初めに、執行部から説明を受けます。

○松村特命参事兼行政経営課長 それでは、説明に入る前にお手元の資料の確認をお願い申し上げます。資料は全部で5点でございます。1点目、スライド用の資料、県出資等法人の概要と指導監督等についてでございます。2点目、資料1 県出資等法人指導監督要綱、3点目、資料2 県出資等法人運営評価実施要領、4点目、資料3 岩手県出資等法人運営評価委員会設置要綱でございます。5点目、出資等法人運営評価の結果といたしまして、資料4—1 概要版、資料4—2 総括版ということでお手元に配付させていただいております。よろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。こちらのスライドで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、本日の御説明の中身でございますが、資料に書かれております5点について御説明申し上げます。

初めに、県出資等法人につきまして、概略を御説明いたします。一般的に出資等法人につきましては、県の施策を実行するために直接事業を行うよりも法人が役割を担うことが適切な場合など、必要に応じて設立あるいは出資等を行っている法人ということでございます。

県におきましては、平成15年度からの岩手県出資等法人改革推進プランに基づきまして、県内に主たる事業所を有する法人のうち、資産株となっている法人、これは岩手銀行と東北銀行でございますが、これ以外につきまして運営評価を実施するなどの指導監督をしているところでございます。

これまでの取り組みについてでございます。まず、平成15年度から平成18年度まで、岩手県出資等法人改革推進プランを実行いたしました。この中で経営上問題のある県出資等法人の統廃合、あるいは出資目的を終えた法人からの出資の引き揚げといったものを積極的に推進いたしました。平成16年度からは、県出資等法人指導監督要綱を全部改正いたしまして、運営評価制度を開始してございます。

平成18年度までのプランが終わりまして、平成19年度から平成22年度まで新岩手県出資等法人改革推進プランを実施してございます。平成15年度からの成果でございますが、16法人を整理合理化あるいは出資の引き揚げをしてございます。この時点におきまして、経営上大きな問題を抱えた法人の改革は終了したということで認識をしてございます。

次に、平成23年度以降の取り組みでございます。出資等法人の改革に関する取り組みにつきましては、この時期から県全体のアクションプランの中で統合して実施をしているということでございます。また、取り組みの内容につきましても、法人の自立を促すもの、または震災復興等に向けて、県の施策推進の主体の一つということで連携強化の方向に転換をしてきているところでございます。

平成27年度以降につきましては、第3期アクションプランに基づきまして、運営評価を

通じた法人運営の改善、あるいは復興や地域課題の対応に向けた連携・協働のパートナーという2点を軸に運営の適正化と県の施策との連携強化にシフトをしているところでございます。

続きまして、指導監督の目的でございます。資料1でお配りしてございます県出資等法人指導監督要綱第1条に、この要綱は、県出資等法人がその設立の目的と県が掲げる施策目標を達成することを使命として、最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって過大な県民負担を招くことのないよう、課題の解決を図るため、県出資等法人への指導監督に関して基本的な事項を定め、もって効率的かつ効果的な県行政の実現に寄与することを目的とするとしてございます。

効率的な質の高いサービスと将来にわたって過大な県民負担を招くことがないようにするため、各法人の課題解決を図っていくということが、指導監督の目的となっております。

次に、指導監督の実施主体でございます。指導監督の実施主体につきましては、基本的には県出資等法人のそれぞれの所管の部局長でございます。実際の実務につきましては、所管の課長が行うこととされてございます。また、主管室課等の責務につきましては、部内の指導監督事務の企画調整、総務部長につきましては県全体での指導監督事務の総合調整ということで規定してございます。

次に、指導監督の内容でございます。県出資等法人指導監督要綱では、出資の割合、それから損失補償等の額の多寡に応じまして、指導監督の内容に差を設けているところでございます。

出資割合等が4分の1以上を占めている出資等法人に関しましては、おおむね五つの項目を掲げてございます。法人の管理に関する事項、組織及び人事管理に関する事項、事業管理に関する事項、財務管理に関する事項、その他所管部局長が必要と認める事項について、十分に把握して、法人の運営について批判を受け、または県の行財政運営に影響を及ぼすことがないように留意していくということでございます。

出資割合等が4分の1未満の出資等法人でございますが、こちらにつきましては指導監督の内容が若干緩和されておりまして、運営状況の把握と必要に応じた指導監督と規定されているところでございます。

次に、指導監督の基準でございます。出資等法人が設立の目的に合致した事業を適正に遂行しているかを確認するため、六つの基準を例示してございます。設立の目的に合致した事業執行を行っているか、事業内容に妥当性があるか、みずから主体的な経営を行うことができるよう経営能力の向上をしているか、経営状況が悪化している場合には必要な措置が講じられているか、組織及び人員等の効率化を図っているか、内部監査機能の充実化を図っているか、こういった六つの基準でもって指導監督を行っているところでございます。

続きまして、運営評価制度の概要について御説明申し上げます。県出資等法人指導監督

要綱第8条第1項に運営評価制度の目的を規定してございます。出資等法人が効率的に、より質の高いサービスを提供すること、またその経営が将来にわたって県の負担を招くことのないよう、経営状況を的確に把握し、課題の解決を図ることを目的としてございます。

県におきましては、県出資等法人運営評価実施要領を定めまして、各法人に取り組むべき事項、目的を定めさせまして、県がこれを評価してチェックをします。目標管理の手法により、継続的な改善に取り組んでございます。この目標管理につきましては、毎年度チェックをし、改善をすべき点は改善していくという努力を継続しているところでございます。

運営評価の対象法人でございます。県内に主な事務所を有する法人は、43法人となっております。このうち岩手銀行、東北銀行につきましては、資産株という扱いにしております。指導の対象外としてございます。ほかの41法人につきましては、県の関与の度合いに応じて類型1、類型2に分類をしまして、評価の対象としているものでございます。

ただいま申し上げました類型1、類型2につきましては表示をしてございます。まず、類型1に分類されるものでございます。一つ目は、県出資比率が50%以上の法人でございます。ただし、関係法令に基づきまして、国による常例検査が行われている法人は除いてございます。

二つ目は、県出資比率が25%以上50%未満の法人のうち、繰越欠損金が発生しているもの、あるいは県の運営費補助、運転資金として短期貸付を受けている法人、あるいは県職員派遣を受けている法人又は県職員が代表者に就任している法人でございます。三つ目は、上記のほか将来的なリスク等を総合的に勘案して、必要があると認められる法人でございます。該当は25法人ということになってございます。

次に、類型2でございます。一つ目は、県出資比率が25%未満の法人、二つ目は、県出資比率が25%以上であっても、類型1に該当しない法人、三つ目は、既に廃止をした法人ですとか、地元自治体の主導的な関与に委ねている法人ということで、こちらは16法人が該当してございます。

続きまして、PDCAサイクルの内容でございます。まず、県の所管部局から法人に対しまして、県の施策目標との整合、調整を図りながら、中期経営計画の策定を求めています。この中期経営計画につきましては、所管部局と法人との間で十分な協議が前提となつてございまして、必要に応じて時点修正を行うこともございます。この計画に基づきまして、法人では実際の運営を行っていくことになってございます。

次に、チェックの評価の部分でございますが、これも類型ごとに評価の方法をかえてございます。類型1につきましては、県の関与度合いが大きいということをもちまして、運営評価シートに基づく評価、総務部による総合評価、必要に応じて法人及び所属部局等への個別ヒアリングを実施してございます。

類型2につきましては、同じく運営評価シートではございますが、若干簡易にした形での経営状況の把握ということをしてございます。

それぞれの評価でございますが、まず運営評価につきましては、1次評価として法人の自己評価をしております。これにつきましては、法人の役職員の状況、財務の状況、職員数のほか、中期経営計画で定めております目標値の達成状況あるいは法人内部のマネジメントの状況等について、評価を行っていただくことにしております。この目標値の達成状況あるいはマネジメントの状況等については、法人自身で1次評価を行ってございます。法人自体で行うという趣旨でございますが、経営者側におきまして問題点を自己認識していただき、責任のある評価、あるいは法人内での課題共有を行っていただくことを目的としてございます。

次に、2次評価でございます。こちらは、県所管部局の評価でございます。法人から出していただいた1次評価の結果に基づいて、法人の役割あるいは実績、財務の状況、マネジメントの状況、法人への県の関与の状況など、この4項目に関して評価を行っているところでございます。

次に、3次評価でございます。こちらは、県の総括部署ということで総務部の評価となっております。総務部におきましては、3次評価者として総合評価を行ってございますが、法人の1次評価、所管部局の2次評価の中から問題となる点を見つけながら、次年度以降に取り組むべき事項として指導、指摘をしていくという形になってございます。この取り組むべき事項につきましては、次年度以降の運営評価におきまして、どのような措置を講じたかを、法人と所管部局の双方の立場で報告をしていただき、その結果につきまして運営評価の中でお示しをしていくことにしております。

次に、総合評価がされた運営評価のレポートを取りまとめますが、これにつきましては評価の客観性あるいは透明性を確保する必要がございますので、外部の有識者でもって構成される運営評価委員会により調査、御審議のうえ、必要な助言をいただいた上で確定することになってございます。

最後に、改善の部分でございます。運営評価をした上での指摘事項に関しまして、改善すべき事項等につきましては、次年度の運営に反映させることになってございます。以上のPDCAのサイクルを繰り返しながら、法人運営の改善をしていくということが目的でございます。このほか外部経営調査も実施してございます。これは、運営評価委員会とは別な調査ということでございます。実施の趣旨といたしましては、法人の経営状況等について、専門的な見地から詳細な調査を実施していただくことが1点、もう1点は法人のあり方や経営改善策等について、外部の視点からの調査でもって課題認識等を補完していくという二つでございます。基本的には毎年度一つの法人を選定いたしまして、会計の専門家の方に調査を依頼しており、調査結果につきましては、ホームページ上でも公表しているところでございます。

県出資等法人に対する指導監督を体系図でまとめております。左側につきましては、法人の取り組み、それから所管部局、統括部署を含めました運営評価の部分、これに対しまして右側でございますが、運営評価委員会あるいは外部経営調査で助言をいただくという

ことでございます。その中で早急な経営改善の実行が必要だといったことにつきましては指導をしていくという考えてございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○郷右近浩委員長 特別委員会で執行部の方々から説明を求めるということは、本来なかなかないわけでありますけれども、きょうは出席していただいておりますので、ただいまの説明について質疑、意見交換等を行ってまいりたいと思います。

それでは、質疑、意見交換等はありませんでしょうか。

○城内よしひこ委員 これまでの取り組みの中で、出資法人の出資引き揚げをした案件はあるのでしょうか。

○松村特命参事兼行政経営課長 実際には平成6年度から平成9年度が法人数のピークでございまして、その当時77法人がございました。現在は43法人ということになってございますが、実際に出資の引き揚げをした例というのもございます。

幾つか具体例でございしますが、岩手トラックターミナル株式会社、岩手製鉄株式会社などといったところの引き揚げをしております。

○城内よしひこ委員 その会社は、フレームも含めて存続して運営はされているのでしょうか。

○松村特命参事兼行政経営課長 出資引き揚げ後も、それを後継していただく会社のほうで運営をいただいているところでございます。

○千田美津子委員 運営評価の対象法人の中で、類型2は16法人の該当がありまして、廃止等法人についても調査対象とするということですが、その中で廃止等法人はどのぐらいあるのか、それから、廃止してからどれくらいの期間をそういう対象にするのかをお聞きします。

○松村特命参事兼行政経営課長 現在廃止の対象となっている法人は1法人でございます。この期間につきましては、要するに前年でもって評価をしているということでございますので、その評価結果について公表をさせていただくという趣旨で、廃止になった法人についても経営評価の中で取り上げ、レポートを作成しているところでございます。

○高橋孝眞委員 運営評価委員会があるわけですが、構成員はどういう方がなされるのか、もう1点は外部経営調査につきまして、先ほどの説明でありますと、特定の課題の実施ということで、調査は毎年1法人という話でありましたけれども、類型1、類型2の法人を全部調査しますと、10年も20年も30年もかかってしまうわけでありまして、どういう基準でその順番をつけているのか、次年度調査する法人を決めるのか、この辺について教えていただきたい。

○松村特命参事兼行政経営課長 まず、運営評価委員会のメンバーということでございますが、こちらは全部で5人の方々に就任をいただいております。内訳としましては、公認会計士の方、実際に会社等を経営されている方がお二人、中小企業診断士の方、学識経験がある方ということで、全部で5名の方をお願いしているところでございます。

続きまして、外部評価につきましては、平成16年度から実施をしております。外部経営の評価の基準でございますけれども、単年度収支でマイナスが発生する傾向が続いているような場合ですとか、あるいは震災復興の関連の事業などで新たな取り組みをされている法人に対して、運営状況等を確認するために調査をしているところでございます。

○高橋孝眞委員 わかりました。では、外部調査をするということは、やらない法人もあるということになるのですか。もう少し徹底的に、ある程度整理をしていくためには、1カ所や2カ所ということではなく、毎年のように評価をしていく、対応していくことが必要ではないかと思うのです。運営評価委員会といった外部調査もそのとおりですけれども、最終的にはその法人がよくなることが目標でありますので、そういう目的に沿って、内部といいますか、我々議員に対してももっと情報公開をして、内容等について整理をして質疑をするべきではないかと思いますが、いかがですか。

○松村特命参事兼行政経営課長 現在の出資法人の情報公開につきましては、県の情報公開条例、それから県出資につきましては、出資法人の保有する情報の公表に関する要綱で規定をしまして、情報公開をしております。また、議会に対しましても、毎年度、経営報告の事項を報告させていただいているところでございますので、そういったものを通じて出資法人の情報について、御提供申し上げていきたいと考えてございます。

○高橋孝眞委員 そのように回答するのはそのとおりだと思いますが、情報公開条例そのものは県がつくっているものでありますので、それを変更して対応すればいいわけで、それにとらわれないでどんどんやっているといいのではないかという意味です。それがあからずきませんというのはおかしいのではないかと思います。例えば出資であっても、会社法では、50%以上は当然やるべきではないかなという意味で、要綱を変えればいいわけですよ。変えられない理由が何かあるのですか。

○松村特命参事兼行政経営課長 現在出資法人の保有する情報の公表に関する要綱を定めてございますけれども、国で地方自治法上定められているところにつきましては、出資の割合が2分の1以上としてございます。私どもでは、それをさらに上回るような情報公開をさせていただいているところでございます。また、国の指導におきましても、例えば定款ですとか、役員名簿、貸借対照表といったものを公表することとなってございますが、その法人のそれぞれの事情等を考慮して公表しない部分もあるということで、その分については国からの指針の中でも述べられてございますので、私どもとしては、現在、国で地方自治法に定めるものを上回るような形で公表しているという認識でございます。

○高橋孝眞委員 上回る形でやっていますということは、そのとおりかもしれませんが、それ以上やってだめだということではないのです。神戸市役所へ調査に行った際の話ですが、類型2までかはわかりませんが、類型1の法人については当然、議員が毎年のように十分審査している、専門委員会を設けてやっている、こういう内容で聞いてきています。情報公開条例云々ではなく、当然やっていくべきではないかと思うのです。例えば不正行為があったときには、最近の外部評価なり、運営評価委員会をどんどん取り入れる、

それから経営調査を全部していく、そして議員もそういう調査をするというのは、県出資比率 50%未満と以上では、当然違うのではないかと思います。県出資比率が 25%以上の場合は、もう少し細かく対応するような情報公開条例に変えていったらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○熊谷総務部副部長兼総務室長 外部経営調査につきましては、基本的には毎年 1 法人ということで説明させていただいたところですが、その時々の方の経営状況で、やはり早期に改善を促すべき必要があるという法人が複数ある場合には、それは複数やっても差し支えないものと思っております。今後そういう法人があらわれましたら関係部局、それから外部調査をお願いする監査法人等と御相談しながら、その年として判断していきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 ちなみにどの部署がこの情報公開条例の所管になるのですか。

○松村特命参事兼行政経営課長 法務学事課で担当しております。

○高橋孝眞委員 では、副部長はきちんとやってください。今度の公会計から見ると、県出資比率 50%以上は、県が公開する部分としては当然連結決算の対象ですよ。そういう意味では、情報公開云々ばかりではなくて、もともとは毎年のように、連結決算の対象だということを含めて話をしていくべきだと思いますし、もし条例そのものを変更する必要があるとすれば早急に変更して対応すべきだと思います。当初から予定の収益をきっちり決めて公表しているにもかかわらず、経営計画がある程度見直しをされて、決算間違いになっていましたなんていうのはもってのほかです。そういうところには即調査をして情報公開をしていく、そのことが将来にわたって過大な県民負担を招くことのないようにするということであり、指導監督の目的だと思います。そういう意味でも私は対応していくべきだと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○松村特命参事兼行政経営課長 法人の指導につきましては、この事業内容を担当しております部局、その後には私どもの評価ということをしてございます。そういった法人の 1 次評価、部局の 2 次評価、私どもの 3 次評価といったところを通じまして、あるいは外部の運営評価委員会を通じまして、御意見をいただきながら、運営の課題がある法人については、また指導をしていくということで考えてございます。

○高橋孝眞委員 私は指導が生ぬるいのではないかとこのことを言いたいのです。1 次評価は、その部署でやっているというけれども、一体的に事業を執行していかなければいけない部署なわけです。そこが一緒になって評価をしてもどうしようもないわけで、そういう意味で 2 次評価なり、3 次評価なり、外部の運営評価委員会をつくったりしてやっているわけです。そういう感覚でやっていかなければならないのであって、私はもっと総務部で十分に対応すべきことだと思うのです。外部の運営評価委員会よりもまず内部でやってほしいし、先ほど言ったように、公会計上から見ると連結決算として公表しなければいけない部分については、県議会で十分議論をすべき内容であると思うのですけれども、いかがですか。もう一度お願いします。

○熊谷総務部副部長兼総務室長 連結決算のお話ありがとうございました。そういったかかわりの深い法人につきまして、答弁の繰り返しになりますけれども、地方自治法に基づく経営状況を議会に報告、それから、出資法人の保有する情報の公表に関する要綱、法に基づく貸借対照表等財務諸表の公表を行うとともに、いわゆる会社におきましては会社法に基づく決算書類の公表を行っておりますので、そういった形で対応をさせていただいているところでございます。

○高橋孝眞委員 今のような回答をきくとまた話をしたくなりますが、いずれ先ほど言ったとおり、評価をしていくということは、最終的に県民の負担を招かないようにすることですよね。国がこのように決めています、そして国の指導どおり、それより少し上回ってやっていますということで逃げるのはおかしいのではないかと言いたいのです。ましてや50%以上というのは、連結決算の対象企業です。もっときっちりとした整理をしてやるべきだということを言いたい。赤字決算だとすれば、それらにもっと深く踏み込んでいく、今は累積までいっていないということかもしれないけれども、将来そういうことに発展する可能性だって十分あるわけです。そういう意味では、内部がどうかかわり方になっているのか、もし本当に負担が必要だとすれば、県だって今のうちから援助をしていくとか、そういう仕組みをつくって対応していくことが大切なことだと思うのです。赤字になったから、だめになったから、その時点になってから物を考えるのでは遅い。そのためにもきっちりとした情報公開をしていく必要があると思いますが、回答をお願いします。

○松村特命参事兼行政経営課長 各法人につきましては、私どもから中期の経営計画をつくっていただくようお願いをしておりますし、その中で担当部局とも将来の収支の見込みですとか、経営のあり方といったところも十分に議論をしながら経営計画をつくっていくということで今後とも進めてまいりたいと思っております。

○高橋孝眞委員 競馬組合については、これは別な法律の中身だったのでしょうけれども、現実には県と盛岡市、奥州市はそれなりの負担をしているわけです。その時点になってから物を考えてきたからだと思うのです。もっと赤字になる10年前から積み立てをしていくとか、そういうことをきっちりやってくればよかったのだと思うのです。そういう意味では、今の法人全てがそういうことを考えながら、必要であれば継続し、必要でなかったらその時点でやめるということを整理するためにも、情報公開条例を必要があれば変更して対応していくべきだと思いますし、そのようにぜひ副部長にやっていただきたいと思えます。

○熊谷総務部副部長兼総務室長 経営改善が早急に必要な法人、赤字が出る、赤字が続いている法人につきましては、今の運営評価の中で、経営改善を要する法人ということで指定をして、改善計画をつくって実行していただくことで法人の評価改革を行っておりますので、基本的にはこの要綱の中身におきまして、法人の指導監督を行っていきたく考えてございます。

○郷右近浩委員長 高橋孝眞委員の質疑の途中でありますけれども、本日は執行部から県

出資等法人の概要と指導監督等について御説明をいただくこのような機会をつくらせていただきました。質疑の中で、県にはこのように進めていってほしいという要望、そうした思いという部分につきましては、このような形で披瀝、そしてやりとりしていただいてももちろん結構なのですが、最終的には今後の取りまとめの中で、この委員会でどのような提言をまとめていくかということ、委員会の成果としてあらわすということになります。委員各位におかれましては、日ごろからの議員活動の中で、また一般質問などの機会があるかと思しますので、そうしたことを踏まえ本日の議論を使っただけであればと思います。

○飯澤匡委員 今、高橋孝眞委員の非常に貴重な話がありました。私なりに今の話を整理し、考えていることを申し上げます。

内部的にはP D C Aサイクルによる持続的な改革方針、運営評価委員会は外部的に助言をする、そのような体系図になっていますよね。この体系図は、一見してこれである程度維持をされるのだと思うけれども、ただ中身的にはこういうことが起きているわけです。県出資比率50%以上の出資法人については、県から人事で送り込まれており、社長なり経営のトップに就いているわけです。昔であれば、経営の問題と、出資法人という問題の位置づけを大概つつがなくやっていけば、それでいいだろうという状況があっただけです。出資法人を整理した住宅供給公社、林業公社については大きな仕事だったと思うし、それは一定の成果が出たというふうにも思います。しかし、民間ベースでいうと同じ土俵の中で戦っている出資法人もあるわけで、そこにはあくまでも民間の感覚というのが必要だし、それから公共性というのが求められる。例えばI G Rはそうですね。例を挙げてI G Rということで申し上げますが、どうやってP D C Aサイクルを回すのかという県側の内部統制については、逆に内部組織の力関係によって形骸化している部分があるのではないかと、あわせてこの図でいうと、運営評価委員会についてはあくまで助言だということになっているわけですね。I G Rについては、例の線路使用料の改定によって、事業内容は大きく改善をしたということで、当時、社長が就任したときは、俺がいるうちは黒字が確保できるからばんばんやれと、しかしその内容を精査してみると、まちのにぎわいとか、そういうことをしているのは良いのですが、実際その収支については、非常に危ない面もあるということがいろいろ言われてきて、私たちも指摘をしてきました。ところが、いざ調査をしようとする、先ほど言ったように情報公開条例の話になる。おかしいのは、他の業者との競争の兼ね合いがあるから言えないということです。話をまとめますと、一方では公的な団体の者が天下りをして行っているが、それによって県の統制がかかるのか、また、P D C Aサイクルの中に入ってしっかり監視できているのかといえ、実際問題そうはなっていない。外部の評価委員会については助言程度。では我々議会が県民のために、将来のI G Rのためにも安定的な経営がなされることを望んで調査をしようとしても、最終的には、さっき情報公開条例の部分で高橋孝眞委員が申し上げたように、他との競争があるからということで公表できない。ですから、三すくみのような状況になっ

て、では果たして誰が統制をして、誰が監視をするかというのがまずはっきりしない。結局、県も人事を行った都合上、内部的なPDCAサイクルであると言いつつも、上層部の目を気にしてできないというのが、現状ではないかと思うわけです。

要するに、結論づけていうと、そういうお手盛りの中では、経営というのは一気に破綻する可能性があるので、外部評価委員会についても、もう少し強力に枠内に入れるぐらいの覚悟で、また人選についても、県がもう少し厳しい目で見れるような人を選んでやる形にする、そして議会の監視も可能にする、これはすでに他県でやっているわけですから、そのような工夫が必要ではないかと思えます。

この件は議会活動の中でこれからもやっていきますが、県庁としてはやはり防衛機能が働くから、自己改革というのはなかなか難しいかもしれません。ただ民間ベースでは大変厳しい状況にあります。特に連結決算については、こういうことがありました。私がかつて4年間働いていた某会社では、株主に対して、情報公開制度をもっと厳しい目で見なければならないという観点で、監査法人をかえたのです。そうしたら、やはり厳しい目で見られて、子会社の50%以上の累積赤字については全て公開しろ、全て清算しろという監査意見が出され、これがかなりの額になりました。結局何が起こったかという、当時の経営責任者である会長と社長は解任といいますか、やめざるを得なかったという状況が起きたわけです。私は非常にびっくりしました。ですから、民間ベースでいくと、企業は非常にワールドワイド、そしてボーダーレスになっていますし、諸外国からもしっかりと経営状況を判断できるような状況になってきている。これはあえていいますと、IGRについてもその公共性や安定した経営の持続性からすると、県が短期で2年から3年の社長を送り込んで、そこで長期計画の中にさお差すような、間違っただとは言わないけれども、その枠の中で自分の思いどおりのことをしてしまうと大変なことにもなってしまう。私は既に大変なことになっていると思うのです。ですから、この制度全体の中でどのようにして事業評価するか、そして経営評価するかというのは、もう少しトータルで考え直さないといけないと思えます。特に公会計については、確かに財務諸表も公開されますが、あれだけではほとんどわからないです。地方自治法による国の指導、それ以上のものを行っていると言いますが、社会はどんどん前に進んでいって厳しいものになっていくので、そこはしっかり捉えていく必要があると思うのです。これは今答弁してもしようがないのですが、いずれ私の問題意識はそこです。やっぱり議会の監視というものも絶対必要なので、県はそれにたえ得る資料をしっかり積極的に出すというやり方にしていかないとだめだと思うのですが、建前どおりの答弁は要らないので、方向性としてまず質問するとすれば、この体系図の中で私の言った意見を踏まえて、どのような所感をお持ちなのか、今の時点で何か感ずるものがあつたらお知らせいただきたいと思えます。

○松村特命参事兼行政経営課長 体系図の中でさまざま御指摘をいただいたところがございます。私どもも出資等法人につきましては、これまでいろいろ役割を果たしてきていただいていたところございまして、また震災後には県の事業のパートナーというところも強

調しながら取り組んできたところでございます。出資法人には今後ともしっかりと経営をしていただきながら、事業を展開していただくということが大事と考えてございますので、PDCAサイクル、それから外部の目といったところも十分に機能ができるようにしてまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 外部からの運営評価委員会の意見がどういう意見だったというのは、我々の議会にも評価レポートは出ますけれども、あくまであれは概要版であって、県には恐らく表現的に厳しい意見は言いにくい状況というのもある程度想像できるわけです。そうではなく、人事、経営姿勢、それから、短期、中長期の経営にどのような方向で進んでいるかということも、しっかり監査できるようにしていかなければならないと思います。やはり議会に対してもしっかりと説明や、たえ得る資料を出すということが必要だと思えます。

もう一つ付け加えるとするならば、常勤監査役について、県でIGRについてもかなりお手盛りでやっていて、常勤的に監査をしているのかということを調査といいますか、見直す必要があると思います。どういう仕事をしているか、それにたえる人材を充てているのでしょうか、どうもそこら辺がやはり民間ベースとちょっと違います。やっぱり利潤を上げていかなければならないというのと、与えられた範囲の中でやればいいという考えでは全く大きな差が出てくるわけですから、そういう常勤的な監査体制もしっかり整えていく必要があると思います。以上で終わります。

○菅野ひろのり委員 運営評価レポートの最後のページについて御質問をしたいのですが、今回の経営改善を要する法人の指定で2期以上連続で損失計上がある場合ということがあったのですが、平成29年度の単年度収支では合計14法人が赤字ということですが、2期にわたって収支が赤字になっている経営体はあるのでしょうか。

○松村特命参事兼行政経営課長 全部で4法人でございます。岩手県文化振興事業団、岩手県土木技術振興協会、岩手育英奨学会、岩手県暴力団追放推進センター、この4法人が該当してございます。

○菅野ひろのり委員 そうすると、指導監督の体系図によると、先ほど挙げていただいた4法人は、経営改善を要する法人の指定に入るという認識でよろしいのでしょうか。

○松村特命参事兼行政経営課長 経営を改善する法人の指定ということで、2期以上連続で損失計上のある場合、あるいは累積欠損がある場合ということで指導をしてございますが、2期連続の損失が改善する見込みがある場合については指定をしていないところがございます。今申し上げました4つの法人につきましては、例えば寄附金や協賛金が減ってきた要素があるとか、岩手県文化振興事業団のところは、自主事業の入場料収入の減といったことがございますけれども、今後収支が改善していきだろうということで、それぞれ計画をつくっていただいております、現在のところ指定をしていないところでございます。

○菅野ひろのり委員 そうすると、法人の指定というのは、必ずしもということではなく、

監査であったり、その中身を見て指定をするという認識だと思いますが、例えば運営評価委員会であるとか外部経営調査の結果によって、どうにでも解釈できるとしてしまうところがあります。県の出資法人は、県が直接事業を行うよりも法人が役割を担う適切な場合ということがあり、経営が悪くても、それに合致している解釈であれば続けられるということになるのだらうと思います。私は一般質問でも、岩手県産について取り上げさせていただいていますが、その質問の中でも具体的に営業状況や在庫の状況等をどこまで把握しているのかというのは、私の主観ですが、疑問に残るようなことがありました。それを改善する場合、今回でいうと2年連続赤字にはなっていないですし、改善の見直しというのはどういうところで図られるのか。PDCAサイクルがありますけれども、結局は助言にとどまるということだと思いますし、具体的にどうやって改善していくのかということをお聞きします。

○松村特命参事兼行政経営課長 会社経営ということで、基本的には岩手県産であれば岩手県産の中でしっかりと経営計画をつくっていただいて、改善をしていただくというところがもちろん第一義的でございます。その場合に、担当の所管部署からも助言等をしながら、また毎年経営状況なども見て指導していきながら、経営改善をしていくというところが、現在の県の取り組みでございます。

○菅野ひろのり委員 担当部局は、出資法人に対して、年間どれくらいの出資法人をどの程度の回数で経営状況を確認するのかという規定のようなものは決まっているのですか。

○松村特命参事兼行政経営課長 特に規定等で決まっているものではございません。

○菅野ひろのり委員 そうしますと、先ほど高橋孝眞委員からもありましたけれども、全体感としては年間1法人もしくはそちらの判断で内容をチェックすると、もう一つは回数が決まっていないということであれば、行かなくてもいいという解釈にもなるわけですか、そこを確認します。

○松村特命参事兼行政経営課長 公益法人の場合は、県の施策推進という役割を担っていただいているというところがありますので、こういったレベルでの調整かというところはございますけれども、日常的な業務の中で、当然ながらそういったところの情報交換はされていると認識してございます。

○菅野ひろのり委員 私たち議員が目にするのは、運営評価レポートがほとんどなのかなと思っておりますが、そういった日々の活動であったり、指導監督の状況というのは、公開されていないと思いますし、その意味もないという認識でよろしいですか。

○松村特命参事兼行政経営課長 個別具体の法人とのやりとりにつきましては、現在のところは公表していない、そういったやりとりを通じて年度の成果といったものを運営評価レポートとしてまとめているという考え方でございます。

○菅野ひろのり委員 そうすると、全体感で、単年度収支や大きなものは財務状況ということになると思うのですが、この経営の収支以外のところで、出資法人というのは県の役割であったり、売り上げの金額も非常に役割が高い中で、関連する地元の企業に携わって

いるケースが当然多くございます。その中で、岩手県産でいいますと、関連する企業が倒産したり、そういったあおりを受けるようなケースが発生している場合に、経営状況について年1回の報告だけでは、どういった波及効果があるのか、その周辺の影響などがあらわれていないと思っています。その場合に、担当部局には定期的に確実に指導をしていただく、そして、その内容をある程度公表していただくというのが非常に重要になると思うのですが、その点はどのように考えますか。

○松村特命参事兼行政経営課長 各法人の外的なさまざまな経済情勢につきましては、所管する部局できちんと情報をキャッチして、その法人の将来の経営の安定性といったところがございますので、法人としっかりと話をさせていただきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 そういうことになるかと思いますが、そういった外部関係の人といえますか、非常に影響があるものですから、そういったところはぜひ徹底してやっていただきたいと思っています。最後に伺いたいのですが、時代というか、年度によって法人が求められる機能、役割というのは変わってきていると思いますし、その中で評価するというのは非常に曖昧な部分があるので、難しいと思うのです。例えば岩手県産の場合、販売の委託を受けていたり、基本的にイベントといえますか、展示即売会のようなものを中心にやっていますが、今は物を置いておいて売れる時代とは全く違うと思っています。そうなった場合の役割の見直しというのは、県としてはどういうタイミングで、どのように判断をしながらやっていく必要があると考えているのか伺いたいと思います。

○松村特命参事兼行政経営課長 委員から御指摘がありましたとおり、法人を取り巻く環境というのは非常に変わっていくわけで、私どもも県として行う施策が進展していくことによって、法人にお願いをする役割も当然変わってきます。例にございました岩手県産の場合は、営業活動のほか、さまざまな商品開発もされているようでございますし、部局と一緒にあって、法人に県の施策の方向性もきちんと伝えながら、事業展開をしていくということになろうかと思っております。

○菅野ひろのり委員 役割の見直しをどのようにやっていくのかをもう少し伺いします。先ほどお話ししましたように、やはりその都度、時代によって変わってってしまうということなので、岩手県産の役割と言いましたが、例えば農林水産でも岩手県畜産協会は、会報の発行であるとか、そういうものを中心に見えるところでやっているわけです。ただ、組合数も減っている中で、その事業の内容で本当にいいのかというのは非常に疑問が持たれているところでもあります。そうなった場合にこれだけだと、私たち議員も発言する場はないですし、結局県の担当部局の方にお任せする、もしくは外部の調査委員会の方をお願いするという形になるのだらうと思います。ただ、先ほどから答弁いただいているのは、結局その中で話し合いながら決めますということなのだらうと思いますが、時代の流れが非常に速い中でニーズとその役割というのは、やはり合致していかなくなってしまうのではないかなと思っています。その辺について、どのように時代に対応した出資法人のあり方に適時見直していくのか、検討していくのか、そこも伺いたいと思います。

○松村特命参事兼行政経営課長 私どもで関連部局と話しましたが、当然ながら総務部も統括の部局として、その所管する部局から運営評価のレポートについてヒアリングをさせていただきます。私どもで県全体の施策の方向性といったところも踏まえて、部局にも話をしていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 そうすると、今必要なのは運営評価委員会や外部経営調査だけではなくて、一般的な第三者アンケートではないですけれども、企業に対する外部からの評価というのをもう少し幅広く集めない、時代に即していかないのではないかと思うのです。全ての法人に当てはまるわけではないですが、岩手県畜産協会の場合は、必ず会員になっている方々がいらっしゃるわけで、その会員の方々がどのように事業を判断しているかということも非常に重要だと思っております。例えば私たちが一方的に会員になっている場合、一方的に受け取る、受動する側だと思うのですが、逆に意見を言いたいとなってもなかなか伝わらないし、変えることができない。そうすると、県が今まで進めてきた役割がそのままずっと続いていってしまっていて、やはり合わないとなったときに、そういった会員の方や現場の意見を吸い上げる仕組みが必要だと思います。今はインターネット、スマホで何でもすぐできるような時代なので、ぜひ経営が時代に即した形につくれる仕組みを築いていただきたいと思っております。感想をお聞きして終わりたいと思っております。

○熊谷総務部副部長兼総務室長 いわゆる県出資法人につきましては、私どもも時代の進展とともに地域振興のパートナーであると考えてございます。我々としても、県政の中で時代に即した取り組みを常に考えていかなければなりません。出資法人にそこを担っていただく、お願いするということになりますと、出資法人の方々と新たな施策展開について日々意見交換を行い、法人の事業の見直し等を行っていく場面もあろうかと思っております。いずれそういった形で、私どもも各部局と連携しながら、今御提言がありました、法人がいろいろな時代の変遷に伴って役割を担えるように、法人との連携を図って、そういった取り組みを考えてまいりたいと思っております。

○高橋但馬委員 1点お伺いしたいのですけれども、菅野ひろのり委員の質問にもありました、運営評価レポートの運営評価結果一覧の表の見方についてなのですが、今2期連続で損失計上がある法人として4法人が挙げられたと思っております。この法人の財務評価というのはBなのですけれども、それ以外にCというのが三陸鉄道を含め3カ所あるのですが、その辺の見方というのはどのように見るのでしょうか。

○松村特命参事兼行政経営課長 大変申しわけございません。後からお調べして、資料提供させていただきます。申しわけございません。

○工藤大輔委員 運営評価レポートの運営評価結果一覧の見方について、説明をしていただきたいのですけれども、今のところですが、一番右側の目標達成状況とマネジメント評価というところで、例えば特徴的なところが岩手県生物工学研究センターで、目標達成状況では事業目標2分の2、経営改善目標4分の4、マネジメント評価も100ということですので、素晴らしい評価になっていると思っております。そういった一方、岩手県林業労働対策基金が目標

達成状況では事業目標3分のゼロと達成していないということでありながら、マネジメント評価は全部100という、これもいいという評価がされているわけですね。これは連動しているのですか、それともこれをどのように見たらよろしいのか説明していただきたいと思います。

○**松村特命参事兼行政経営課長** 総合評価のレーダーチャートにつきましては、経営計画や事業管理について、法人が定めた年度の目標を達成できているかどうかを評価して、チャートをつくっているところでございます。

事業目標につきましては、岩手県林業労働対策基金であれば労働者の確保ができたのかとか、あるいは就労希望者に対するあっせんがきちんとできたのかといったところを見て、目標に対する実績値をまとめて、このときには目標値に若干足していないところがありましたので、そこの部分を計上しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 県の評価のところですが、財政状況が単年度でマイナスというところも中にはあって、事業をやったから100%だとか、取り組んだから100%だというのは、事業の成果ではないのですよね。本来であれば結果で評価すべきで、結果が伴わなければ取り組んだとしてもやはり取組が足りなかった、取組の中の質が問題だと思うのです。例えばイベントを開催しました、3回予定を3回やりましたと、何人来たかとか、中身の質がどうだったかを全く評価せずに、やったことの評価でやるものだから成果が伴わないようなことになるのです。評価を見ても連動していないし、なぜ目標を達成し、マネジメント体制の管理もしっかりよくやったというのに赤字が出るのか、民間ならそうなるわけです。そういうところは評価基準、評価体制からいって改善の余地はないのかということ、やはり言われるべきだと思いますし、内部でこういったことに対して改善をしながら、出資法人でも民間に近いようなところは、まさにそういう視点で評価をしていかなければ明らかにずれは生じてくるのです。そうなってくると、県の内部ではそれで済むかもしれない、出資法人の内部でもそれで済むかもしれない、ただ議会はそれを許しませんと、イコール県民もそれは変えてくださいという指摘につながるのだと思うのです。それに対してどのような検討等がされているのかどうか、評価等があればお示してください。

○**松村特命参事兼行政経営課長** 評価レポート作成の目標値の設定につきましては、法人が本当に自立的な経営をしているか、あるいは地域で役割を果たしていくというところを正確に反映されていないところもあるのではないかと御指摘をいただきました。評価シート、評価レポートにつきましては、私どもで実際に、法人にこういうシートでつくってくださいといったものをお出しします。法人等の意見もなるべく聞きながら、こういった目標でこういった作り方をしたほうがより反映できるのではないかとこのところは、随時見直しをかけてまいりたいと思います。法人の存立の目的ですとか、そういった面からきちんと評価されるような目標設定といったところも、また所管部局を通じて考えてまいりたいと思います。

○**工藤大輔委員** いずれこれはよく指摘される事項だと思います。県民が見てもよりわか

りやすい内容のものに改めるべきは改めていきながら運営していただくように、そういった指導をしていただきたいと思います。また、議会においては、出資法人等も含めてやはりしっかりチェックする役割があるのだと思います。国、あるいは県から委託されている、出資されている、お金が出ている事業をお願いしているところについては、求められたものについてはしっかり出していきながら、チェックをされる立場にあります。そうでなければ、出資を全部取り払って自前でやるということ、株式会社化するのであれば、株主に対して当然説明をする責任が出てきます。そうでないのであれば、なかなか通るものも通らない説明だなというふうに、時に聞くことがありますので、改善をすべきは改善をしていただければと思います。これは要望で終わりたいと思います。以上です。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 それでは、ほかにないようですので、本日の調査はこれをもって終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

それでは、委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

それでは次に、5月に予定されております当委員会の県内調査についてであります、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、8月に予定されております当委員会の調査事項についてであります、何か御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。